

令和 8 年
町 からの お願い と お知らせ

琴 浦 町

町 三 役 の 紹 介

町 長 福 本 ま り 子

副町長 田 邊 正 博

教育長 河 原 裕 司

各 課 ・ 室 ・ 局 長 の 紹 介

(R8.1.1 現在)

所 属	職 名	氏 名
総務課	課 長	山 田 明
防災危機管理室（総務課）	参 事	佐 藤 陽 一
税務課	課 長	中 井 裕 子
企画政策課	課 長	財 賀 和 枝
町民生活課	課 長	小 椋 和 幸
すこやか健康課	課 長	米 村 学
子育て応援課	課 長	山 根 伸 一
福祉あんしん課	課 長	清 水 知 加 子
商工観光課	課 長	長 尾 敏 正
農林水産課	課 長	宮 本 徹
建設住宅課	課 長	黒 田 武
上下水道課	課 長	林 原 祐 二
農業委員会事務局	局 長	宮 本 徹（兼務）
教育総務課	課 長	桑 本 真 由 美
社会教育課	課 長	山 根 利 恵
人権・同和教育課	課 長	三 好 和 宏
議会事務局	局 長	松 岡 裕 子
出納室	会 計 管 理 者	大 田 晃 弘

令和8年区長会 町からのお願いとお知らせ

【総務課】

問合せ先 電話 52-2111（代表）

1 自主防災組織について

災害発生時には、避難や救助などで隣近所の助け合いが必要となります。地域の防災力を高めるためにも、自主防災組織の結成を検討ください。

すでに結成されている自主防災組織においては、研修や訓練実施を検討ください。

町では、自主防災組織の結成・育成を積極的に推進するため、組織結成や活動に関する相談、必要な備品等の助成制度を設けていますので、防災危機管理室にお気軽にご相談ください。

2 防災マップで地域の防災について話しあいましょう

河川の洪水や津波による浸水想定区域や土砂災害警戒区域、指定避難所等を記載した琴浦町防災マップを活用し、災害発生時の避難ルートや避難場所、自宅にどのような危険があるかを確認し、家族、地域で防災について話し合いをしましょう。

地域での話し合いや防災マップの説明に出かけますので、防災危機管理室にご相談ください。

3 災害時の個別避難計画について

災害時、避難するときになんらかの支援が必要な方について、町では支え愛マップづくりをとおり、支援できる人、避難場所等を記載した個別避難計画の作成を進めています。

個別避難計画の作成にあたっては、支援事業を設けていますので、支え愛マップづくり、個別避難計画の作成について、ご協力をお願いします。

自治会や自主防災組織ですでに個別避難計画を作成している組織があれば、防災危機管理室に情報の提供をお願いします。

4 消防団員の募集について

消防団は、地域の安心安全を担う重要な組織であり、今後も地域の防災力向上のためには欠かすことのできない組織です。

近年、消防団員の確保が非常に困難になっていますので、団員募集の際には、各部落のご協力をいただきますようお願いいたします。

5 防災士の育成について

町では、地域防災リーダーを中心とした共助の取組みを推進するため、防災士の資格取得のための研修斡旋、費用助成をしています。

これまで、町内で75名の防災士を育成し、今後も育成を進めていく予定としています。

研修の日程等が決まりましたら、区長又は自主防災組織代表者にお知らせしますので、地域内での防災リーダー育成のため、研修参加について検討をお願いします。

6 行方不明事案について

行方不明事案が発生した場合は、早期発見に繋げるため、なるべく早い段階（明るいうちに）で琴浦大山警察署へ相談等をお願いします。

連絡先 琴浦大山警察署 電話 49-8110

7 火災予防について

火災は、火の元から目を離したわずかな時間で発生します。火の取り扱いには十分気をつけて火災予防にご協力ください。

火災発生時には、大きな声で周囲に火災を知らせて消火活動を行ってください。

また、部落では消火栓、ホース等の定期点検と用水路の水の確保をお願いします。

平成18年にすべての住宅に火災警報器の設置が義務化され、10年以上がたちます。電池の寿命は10年といわれていますので、電池の点検・交換をお願いします。

消火栓は、消防団でも点検を行っていますが、不具合等気づかれたときは、防災危機管理室まで連絡をお願いします。

8 行政懇談会（住民説明会）の開催について

町行政や施策等に関するご意見、ご提言又は町の事業等で詳しく説明を受けたいなど、ご要望のテーマに応じて行政懇談会(住民説明会)を開催します。部落や団体で開催希望がありましたらご連絡ください。

9 広報ことうら等区長配布物の年間配布予定

役場からの広報物を毎月区長宅へお届けします。配布日程は次のとおりです。

警報級の台風や大雪など、天候の影響で配布が遅れる場合は、配布日の前日に行政放送でお知らせいたします。原則、区長配布物には期限の迫る広報物を入れないようにしておりますので、必ずしも配布日の翌月1日までに各戸に配布しなければならないものではありません。

2026年2月	26日(木)	7月	29日(水)	12月	25日(金)
3月	27日(金)	8月	28日(金)	2027年1月	29日(金)
4月	28日(火)	9月	28日(月)	2月	26日(金)
5月	29日(金)	10月	29日(木)	3月	29日(月)
6月	26日(金)	11月	27日(金)		

※毎月末日の2日前（閉庁日繰上げ）に配布します。

※配布部数の変更が生じた場合は、総務課（52-2111）にご連絡ください。

※12月末の配布物は、旧区長へ配布を予定していますのでご了承ください。

10 部落要望について

自治会・部落における要望事項については、各区長でとりまとめの上、提出をお願いします。

なお、要望箇所を把握できるよう、位置図と写真を可能な限り添付いただき、内容等を詳しく記載していただきますようお願いします。

※町ホームページにも専用ページを設け、オンラインでの提出も随時受け付けています。

11 地縁による団体の認可申請手続について

地縁による団体(自治会)に対し、法人格を付与することにより、団体の保有する不動産等について自治会名義での登記を可能にします。申請手続などをご相談ください。

なお、「代表者」又は「規約」が変更になる場合は、役場で手続きが必要です。また、認可地縁団体証明書・印鑑登録証明書の発行も総務課で行っています。手続きの方法や必要書類については、事前に役場総務課までお問い合わせください。

12 交通安全旗の掲揚について

琴浦町では交通安全基本条例を制定し、各家庭での交通安全旗の掲揚を推進しています。

毎月1日、15日の「交通安全参加日」と「各期交通安全運動期間中」は、部落放送などで「交通安全旗」の掲揚を呼びかけていただき、地域の交通安全意識の高揚にご協力ください。

13 コミュニティ助成事業について

地域活動団体(自治会・自主防災組織等)へコミュニティ活動に直接必要な設備等の購入費を助成することにより、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする補助金です。

令和9年度事業実施分の事業申請は、9月～10月上旬に募集を行う予定ですので、それまでに部落内での協議、見積書・カタログ等の準備しておかれるとスムーズ

ズに申請手続を行うことができますので、ご検討ください。

見積書の名義は、事業主体となる団体と同一としてください。

なお、過去10年以内に同種事業について補助を受けた団体は申請することができませんので、ご承知下さい。

※助成対象の例

- (1) 祭り用備品(太鼓、法被等)、公民館備品(エアコン、テレビ、調理用機器等)除雪機、草刈機等。ただし、乗用の除雪機及び草刈り機や乗用車等に取りつけるブロワー及び草刈り機、公民館の駐車場やトイレ整備などは対象外。
- (2) 部落公民館の建設又は大規模修繕。ただし、土地取得費、造成費、既存施設の解体費は対象外。
- (3) 発電機、ヘルメット、リアカー、軽可搬ポンプ、テント等地域の防災活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備

14 部落自治振興交付金の除雪活動分追加交付金について

令和7年度の部落自治振興交付金として、除雪活動にかかる経費に対し追加交付を行います。申請をお考えの自治会は、総務課までご相談ください。申請期限は令和8年3月15日です。

15 令和8年度の部落に対する支援制度について

4月に予定している区長会にて、部落に対する各種支援制度をまとめた冊子を配布予定です。

【税務課】

問合せ先 電話 52-1702（評価・地籍調査係、課税係）
52-1712（徴収係）
52-1701（評価・地籍調査係）

1 確定申告会場について

次のとおり確定申告を受けます。

※詳細は、広報ことうら2月号と町ホームページに掲載。



▲町ホームページ2次元コード

	期間	会場
前期	2月16日(月)～2月20日(金)	赤碕会場（分庁舎：多目的ホール）
後期	2月25日(水)～3月16日(月)	東伯会場（保健センター：2階）

※インターネットで事前予約を受け付けています。申告を受けられる3日前までに予約してください。

また、スマートフォン又はパソコンで所得税の確定申告ができます。

【国税庁
確定申告書等作成コーナー】



2 町税等の減免制度について

町民の皆さまの生活の安定と向上に資するための制度で、町民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料が対象になります。

また、減免制度のほか、一時的な徴収猶予及び延滞金の減免などの制度がありますので詳しくは税務課（課税係）にお問い合わせください。

【企画政策課】

問合せ先 電話 52-1708 (SDGs推進室、移住定住推進室)

1 町の光ケーブルを利用した部落放送機について

1 放送機器について

令和7年度当初予算では、携帯電話網を活用した防災行政情報伝達システムの導入を予定していましたが、老朽化した防災行政無線操作卓を更新し、現状の放送の仕組みを活用していくこととなりました。

町の光ケーブルを利用した部落放送機を利用しているところは、引き続きご利用いただけます。また、各家庭の受信機も、今までどおり利用できます。

なお、未設置の部落で設置の希望があれば、企画政策課へご連絡ください。

2 部落放送機器の使用等について

(1) 部落放送の放送時間について

各家庭の防災行政無線戸別受信機を通じて部落放送を行う際には、下記行政放送等の時刻と重ならないようご注意ください。また、下記時刻の前後5分間は録音及び放送を行わないようにお願いします。

時報	午前7時、午前11時30分、午後5時
行政放送	午前6時20分、午後7時45分
地区別放送	午後7時47分
農協放送	午前6時40分、午後0時40分

(2) 放送機の不具合について

部落放送を流すことができない、または、放送機から「ビービー」と大きな音が出る場合は、次のことを試していただければ復旧することがあります。

【コンセントの差し替え】

無停電電源装置の「電源バックアップ+雷ガードコンセント」側に接続されているコンセントを「雷ガードコンセント」側に差替える。(差込口が足りない場合は電気コードタップを準備していただき、差込口を増やして対応をお願いします)



2 琴浦町 LINE 公式アカウントについて

情報発信の強化を図ることを目的に、琴浦町では町の LINE 公式アカウントを開設しています。

町の LINE 公式アカウントでは、町のイベント情報や防災情報、各種支援情報などをタイムリーに配信しています。受信設定を行うことによるごみ収集日前のお知らせ通知配信、ごみの分別検索ができます。さらに、台風や豪雨などの災害時には、LINE のトークルーム下に「災害用メニュー」を表示します。

今後もタイムリーに情報を配信し便利なツールを目指してまいりますので、ぜひ友だち追加していただくよう、各部落でも周知をお願いします。



3 移住定住促進の事業紹介について～空き家ナビ（空き家情報登録制度）

琴浦町内の売りたい、貸したい空き家（空き家となる予定のものを含む。）を町の「空き家ナビ」に登録し、その情報をホームページ等で公開し、買い手や借手を探す制度です。

空き家の売買・賃貸借等に関する交渉や契約は、当事者間で行っていただきますが、町の紹介する不動産業者のサポートを受けることもできます。（詳細は、別添チラシのとおり）

空き家ナビに登録された空き家で、家財の片付け、リフォームに対する費用の一部助成もあります。

部落内に居住可能な空き家がありましたら、所有者より企画政策課へご連絡をお願いします。

▼空き家ナビはこちらからアクセスできます▼



【空き家ナビ二次元コード】

あいている家が
誰かに愛される家に・・・

琴浦町空き家情報登録のご案内

空き家になっている実家を
売りたいな・・・

相続した空き家を
貸したいな・・・

引っ越した後、今の自宅
どうしよう・・・

空き家をお持ちの方



琴浦町では、町内に移住定住を
希望する方へご紹介する
空き家物件を募集しています。

空き家情報登録をして、
お持ちの空き家を**有効活用**しませんか？



空き家情報登録の流れ

《空き家を売りたい方・貸したい方》



相談



役場企画政策課へ
ご連絡ください。

現地
調査



役場職員と所有者様、
不動産業者が
調査します。

媒介
契約



不動産業者と
媒介契約をします。

※契約上のトラブルを防ぐため、
媒介契約をお願いしています。

登録



『空き家ナビ』等
ホームページで
空き家情報を公開

交渉



空き家を買いたい方・
借りたい方をご紹介

空き家情報登録の3つのメリット

メリット

1

宣伝が楽！

琴浦町のホームページ等で物件情報を公開したり移住相談者に物件を紹介するので、個人で宣伝するよりも手間がかかりません。

メリット

2

地域の活性化に貢献

地域に空き家が多くなると、防犯・防災上の問題や集落の景観悪化の問題が心配されます。また、地域に人が移り住むことで、活性化に繋がります。

メリット

3

資産の維持

家は人が住まなくなると、あっという間に老朽化が進みます。家屋の維持のためにも、維持・管理していただくという気持ちで貸し出してみたいはいかがでしょうか？



相談窓口は
こちら

～まずはお気軽にご相談ください～

鳥取県 琴浦町役場企画政策課 TEL.0858-52-1708

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万591-2

-8-

E-mail : ijyuteijyuu@town.kotoura.tottori.jp

空き家ナビとは

琴浦町内にある空き家物件の情報をホームページ等で公開し、琴浦町へ移住定住を希望する方へ紹介する制度です。空き家の有効活用と、定住促進による地域の活性化を図る目的があります。

- ◎物件を売買・賃貸したい方は登録が必要です。
- ◎空き家情報登録をした物件を購入した場合、購入及び購入に伴うリフォーム費用を補助します。（1物件あたり1回。条件及び上限あり）
- ◎空き家情報登録をした賃貸物件をリフォームした場合、所有者または入居者にリフォーム費用を補助します。（1物件あたり1回。条件及び上限あり）
- ◎空き家情報登録をした物件の家財撤去をした場合、所有者または入居者に家財撤去費用を補助します。（1物件あたり1回。上限あり）

TEL 0858-52-1708
FAX 0858-49-0000

琴浦町役場 企画政策課
〒689-2392
鳥取県東成郡琴浦町徳万591-2
© 2019
Kotoura Town open house nav.
All Rights Reserved.

REGISTED on 2018/06/07
No.86 完成
琴浦町大字赤碓31-16
価格:3,500,000円

REGISTED on 2018/08/09
No.88 完成
琴浦町大字赤碓1894-10
価格:7,800,000円

REGISTED on 2019/01/07
No.91 完成
琴浦町大字徳木90-2
価格:3,240,000円

REGISTED on 2019/09/19
No.101 完成
琴浦町大字丸尾3 6
価格:7,800,000円

REGISTED on 2019/11/28
No.103 完成
琴浦町大字逢来623
家賃:50,000円/月

REGISTED on 2019/11/25
No.104 完成
琴浦町大字徳万608-2
価格:11,800,000円

登録できる空き家

現在、居住・使用されていない物件、または近々居住・使用しなくなる予定の物件のうち、物件に係る所有権、その他の権利が明確であり、空き家の売却・賃貸ができる物件が対象となります。ただし、下記の条件に該当する物件については、当制度では取り扱いできません。

1. 住宅、店舗付き住宅以外の物件
2. 賃貸または分譲等を目的として建築された物件
3. 老朽化が著しい物件（雨漏りやシロアリ被害等、居住が困難な物件）
4. 相続登記がされていない物件
5. 町長が空き家ナビへの登録が適当でないと認める物件

上記の条件に該当しない物件であっても、現地調査の結果、空き家情報の登録が適当でないと判断させていただいた場合は、登録をお断りする場合があります。

注意事項

- ・ 空き家ナビへの物件登録は、売買・賃貸をお約束するものではありません。
- ・ 琴浦町では、空き家の利用希望者へ空き家情報をご紹介しますが、空き家の交渉・契約に関して、売買・賃貸の仲介行為は行いません。
- ・ 安心な取引のため、契約交渉は、不動産業者との媒介契約を締結されることをお願いします。
- ・ 不動産業者の媒介は法律で定められた手数料が必要です。空き家所有者の負担は下記の通りです。
 売買価格800万円以下 → 仲介手数料上限 33万円（税込み）
 売買価格800万円超 → 仲介手数料上限 売買価格×3%+6万円+消費税
 賃貸の場合 → 仲介手数料上限 家賃1ヶ月分+消費税
- ・ 売買・賃貸契約や業者との媒介契約、入居後のトラブル等は当事者間で解決をお願いします。
- ・ 空き家ナビ登録の際、固定資産税や登記の内容確認のため税務課へ情報共有させていただきます。

【町民生活課】

問合せ先 電話 52-1704（総合窓口係）
52-1703（ゼロカーボン推進室）

1 火葬場の予約について

町営斎場の利用を次のとおり行っていますので周知をお願いいたします。
火入れから収骨までの時間は約1時間30分です。

- ・火葬場の予約

本庁舎のみで受付。

平日（8：30～17：15）：町民生活課総合窓口係 Tel 52-1704

上記時間外、休日・祝日：総務課 52-2111（代）

予約の際の確認事項

- ・火葬の日時
- ・火入れ時刻（10分前までにご来場ください。）

9:30 12:00 14:30

- ・休場日 1月1日

※冬期間（12月～2月頃）は、急な積雪がある場合がありますので、できる限り
第2火入れ時刻（12：00）以降の予約をお願いします。

2 火葬（埋葬）許可申請の留意事項について

- ・許可申請先（本庁舎・分庁舎とも受付をいたします。ただし、分庁舎では、夜間・土日祝日は受付ができません。）
- ・夜間、祝日、休日は、本庁舎の宿直の窓口で手続きしてください。
- ・死亡届を代理の方が持参される場合でも届出人欄は、必ず同居の家族等の署名をお願いします。

部落の方が代理で申請される場合は、親族の方と相談の上、あらかじめ次のこと
について確認していただくと、スムーズに手続きを行う事ができますので、よろしく
お願いします。

- ① 出棺日時（火入れより30分前とする）
- ② 告別式の日時、場所
- ③ 喪主の氏名
- ④ 新聞・町報のおくやみ欄、新聞社のホームページ掲載の可否
- ⑤ 新聞社への届出人の連絡先の報告の可否
- ⑥ 世帯の主な仕事の状況

⑦ 葬儀等、住民から問い合わせがあった場合、伝えてよいか

<持参して頂くもの>

- ・火葬料（届出日：R8. 4. 1～R9. 3. 31）

区分	大人 (12歳以上)	小人 (12歳未満)	死胎、改葬、 生体分離
琴浦町民	12,200円	8,100円	5,100円
中部圏域内(琴浦町以外)	29,000円	18,000円	11,000円
中部圏域外	78,000円	49,000円	29,000円

- ・死亡届（死亡診断書、届出人の記入のあるもの）※提出の前には、コピーをお願いします。

※ 国民年金・葬祭費等の手続き及び国民健康保険証（加入者の方）、後期高齢者医療被保険者証（対象者のみ）、国保高齢受給者証、介護保険被保険者証（対象者のみ）の返納は後日ご来庁ください。（許可証と一緒に、必要な手続きを記載したものをお渡しします。）

3 本人通知制度の登録について

本人通知制度に、事前登録をしていただくと交付の事実を通知することができますのでご利用ください。

4 マイナンバーカード（顔写真入）取得の推奨について

マイナンバーカードは、本人確認の身分証明書となる他、コンビニでの各種証明書の取得、健康保険証としての利用も広がっています。まだ、お持ちでない方は、早めの取得をお願いします。

マイナンバーカードの取得については、以下の4つの方法があります。

- ① 写真を申請書に貼って郵送で申請する方法
- ② 自分で写真を撮り、パソコン・スマホで申請する方法
- ③ 役場窓口で申請する方法（写真も無料でお撮りします。）
- ④ 企業・団体・部落で申請する方法（役場職員が出向きます。）

詳細については、町民生活課総合窓口係まで問合せください。

※マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーカード（プラスチック製）または通知カード（紙製）・個人番号通知書は、無くさないよう大切に保管ください。

5 住民票等のコンビニ交付サービスの利用について

マイナンバーカード（顔写真入・利用者用電子証明付）を使用して、住民票・戸

籍謄本・戸籍の附票・印鑑証明書・所得証明等が、全国のコンビニエンスストアに設置してあるマルチコピー機で取得できます。休日を含めて午前6時30分から午後11時までいつでも取得できます。（年末・年始、メンテナンス日は除く）**発行手数料も窓口交付より割引しておりますので、ぜひご利用ください。**

窓口では、申請書の記入・本人確認等ありますが、コンビニエンスストアでは、店内のマルチコピー機にカードをかざし、利用者用電子証明書の暗証番号（数字4桁）を入力し操作していただくだけで取得できます。（申請書の記入・本人確認等は不要です。）印鑑証明書については、印鑑登録証がなくても取得できます。

操作方法について不安のある方は、本庁舎に設置している「らくらく証明発行機」をご利用ください。操作方法を職員がお伝えします。（手数料は窓口発行と同額。）

6 環境に配慮したまちづくりの推進について

(1) プラスチックの分別回収について

ごみの減量とリサイクルの推進を図るため、琴浦町では令和7年10月からプラスチックの分別回収を実施しています。対象はプラスチックのみでできたもので、取扱店で購入できる「プラスチック専用指定袋(赤色)」を使用して排出していただいています。回収は週1回で、もえるごみと同じ場所に朝8時までに出してください。収集時間が遅くなる場合がありますが、当日に必ず収集します。円滑な分別回収の実施に向け、ご理解とご協力をお願いします。プラスチックの分別方法や出し方の詳細は、「ごみの区分と出し方」(オレンジ色の冊子)をご参照ください。

(2) ごみの減量化にご協力ください。

持続可能なまちづくりのため、ごみの減量化に取り組んでいます。令和4年に行った調査では、琴浦町の家庭から出るごみは約4割が生ごみであり、そのうち8～9割が水分と言われています。水分量の多いごみを燃やすには多くのコストとエネルギーが必要で、温室効果ガスもたくさん排出します。生ごみ等は十分に水切りをお願いします。

また、紙類、布類、ペットボトル、トレーなどは再生資源として出し、ごみの減量化にご協力ください。

(3) 令和8年度「ごみ収集日程表」の配布について

地区・部落ごとに作成したごみ収集日程表を、町報3月号と一緒に配布しますので、各戸への配布をお願いします。

(4) ごみ収集場所の管理について

ごみの出し方がルールに沿っていないものは、そのごみを収集できず残す場合があります。厚生部長さんと連携するなどして、各部落で収集場所の管理をお願いします。朝8時までにごみ収集場所に出す、スプレー缶は必ず使いきってから

穴を開けて缶の日に出す、電池は+極-極をテープで絶縁して出すなど、「ごみの区分と出し方」(オレンジ色の冊子)を参考に出すようにしてください。

(5) 資源ごみ回収小屋等の補助について

町内のごみの分別を徹底するため、各部落でごみ回収小屋の設置・修繕又はごみ回収に伴う資材等を購入される際に、設置費用の1/2、上限10万円(千円未満切捨)の補助を行っています。

(6) 資源ごみ回収報奨金について

ごみ減量のため、各部落や子ども会などで回収した再生資源に対して、紙5円/1kg、ビン5円/1本の報奨金を交付しています。

(7) リチウムイオン電池等のステーション回収(有害ごみ)開始について

近年、全国的にリチウムイオン電池等に起因する火災事故が増加していることから、令和8年4月からリチウムイオン電池等のステーション回収(有害ごみ)を開始します。これにより、適正な分別と安全な処理を進めていきます。あわせて、公民館や役場庁舎等に設置してある小型家電回収ボックスおよび有害ごみ回収ボックスについては、令和8年6月末をもって運用を終了します。なお、各ステーションにおいて乾電池類とバッテリー一体型製品(リチウムイオン電池を含む)をコンテナ等で分けて排出していただくようお願いします。また、詳細チラシを町報3月号と併せて配布しますので、各戸への配布をお願いします。

(8) 部落の一斉清掃に伴う土砂及び草の搬入について

町内美化清掃等により発生した土砂及び草について、指定日に赤碕金屋河川敷で受け入れます。原則、下記の日程以外は受け入れしません。

実施日の2週間前までに申込書を提出してください。

【令和8年度 赤碕金屋受け入れ予定日】 (8:00~11:00)

5月	6月	7月	8月	9月	10月
10日(日)	14日(日)	12日(日)	9日(日)	6日(日)	11日(日)
17日(日)	21日(日)	26日(日)	23日(日)	13日(日)	25日(日)
24日(日)				27日(日)	

(9) 野焼きについて

毎年野焼きによる煙や臭いの苦情、相談が多数あります。屋外での焼却行為は原則禁止されており罰則もあります。周辺の住民の方への影響をご配慮ください。

(10) 飼い主のいない猫対策について

町内の飼い主のいない猫に関する苦情が多く寄せられています。

その対策として、不妊去勢手術及びV字カットを実施することに対し、1頭当たり10,000円を上限に補助を行っています。年度当たり1名が10頭、1自治会が15頭まで補助を受けることが可能です。

(11) 地域猫活動モデル事業について

地域内の飼い主のいない猫に関するトラブルの根本的解決を図るため、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、その後地域ぐるみでその猫を管理していく活動（地域猫活動）について助成を行います。

- ・手術費、広報費 補助率 10/10

補助金上限 メス 22,500円/頭・オス 15,000円/頭（単年限り）

- ・エサ代等の管理費 補助率 10/10

補助金上限 10,000円/頭（単年限り）

【すこやか健康課】

問合せ先 電話 52-1716 (高齢福祉係)
52-1525 (地域包括支援センター)
52-1705 (健康推進係)
52-1707 (保険係)

1 認知症サポーター養成講座について

認知症について正しく知り、認知症の人を地域で支えるサポーターを養成するため、養成講座を開催しています。養成講座では、認知症の症状や特徴、認知症の方との接し方などを学びます。(60～90分程度)

各部落での開催をご希望の場合には、下記の連絡先にご連絡ください。

【連絡先】地域包括支援センター 電話：52-1525

2 地域づくり、交流の場について

地域住民の交流の場(地域交流カフェなど)や高齢者が身近な地域で参加できるサークル活動などについて、集いの場の立ち上げや健康づくりのお手伝いをします。

各部落でご希望の場合は、下記までご連絡ください。

【連絡先】地域包括支援センター 電話52-1525

3 健康づくり推進員について

町全体の健康寿命延伸を目指し、地域に密着した健康づくりの推進のため、各部落に健康づくり推進員の選任をお願いしています。健康づくり推進員の活動について、ご理解とご協力をお願いいたします。

3月に健康づくり推進員へ役割等を記載した文書を送付する予定としております。

◎令和8年の受診券等配布予定

4月末	各種検診受診券
5月末	歯周疾患検診受診券
9月末	高齢者インフルエンザ予防接種助成券 新型コロナウイルス予防接種助成券

区長文書で配付しますので、お手数ではありますが、健康づくり推進員への連絡についてご協力をお願いします。

【連絡先】健康推進係 電話52-1705

4 まちの保健室及び部落健康教室の開催について

各地区でまちの保健室を開催し、地区を中心に多世代交流をとおして健康づくりに取り組みます。また、各部落でも健康教室を実施します。申込については、実施の2ヶ月までにご相談ください。

【連絡先】健康推進係 電話52-1705

【子育て応援課】

問合せ先 電話 52-1709 (こども未来係)
27-1333 (こども家庭センター すくすく)

1 子育て相談窓口 こども家庭センター「すくすく」について

妊娠、出産、子育てなど子どもや子育て家庭に関するあらゆる相談の窓口として、こども家庭センター「すくすく」を設置しています。

妊娠、出産、子育てに関する相談の他、児童虐待の相談や通告、DV相談やヤングケアラーの相談も受け付けます。お気軽にご相談ください。

【連絡先】 こども家庭センター「すくすく」 電話：27-1333

2 琴浦町ファミリー・サポート・センター提供会員の募集について

琴浦町ファミリー・サポート・センターは、子育ての「援助を受けたい人」と「援助をしていただける人」を結ぶ会員組織です。

現在、育児を援助してもらいたい会員の数に対し、援助していただける会員の数（提供会員）がかなり少ない状況です。子育てがしやすいまちになるよう、地域の子育てをサポート（援助）して下さる方を募集しています。

【連絡先】 琴浦町ファミリー・サポート・センター（子育て応援課内）
電話：090-8066-5252（直通）／27-1333

【福祉あんしん課】

問合せ先 電話 52-1706（障がい福祉係）

52-1715（生活支援係、福祉事務所）

1 自立相談支援事業について

令和8年度から自立相談支援事業の窓口が琴浦町社会福祉協議会へ変更になります。生活にお困りの方や不安を抱えている方が、早期に自立した生活を取り戻せるよう、相談支援員が支援します。お気軽に御相談ください。

【連絡先】 琴浦町社会福祉協議会 電話：52-3600

生活支援係 電話：52-1715

2 町福祉事務所について

家計のやりくりや生活する中での心配ごとや困りごとがあれば、お気軽に御相談ください。

【連絡先】 生活支援係（福祉事務所） 電話：52-1715

3 重層的支援体制整備事業について

介護、障がい、子ども、生活困窮の各相談支援機関のみでは解決に導くことが難しい複雑で複合的課題を持つ方（家族）をサポートするための体制を作る事業を行います。

【連絡先】 生活支援係 電話：52-1715

4 あいサポート運動の普及啓発について

障がいのある人に対する理解を深めるため、鳥取県では「あいサポート運動」を推進しており、自治会や職場等へ出前講座を行っています。

【連絡先】 障がい福祉係 電話：52-1706

5 赤十字活動資金募集の協力及び赤十字防災セミナーについて

(1) 日本赤十字運動月間（5月）

皆様からいただいた赤十字募金は、国内外の災害救護活動、血液事業、医療事業、講習会等の活動に役立てられます。

本町では、赤十字奉仕団がひとり暮らし高齢者の慰問や交流会の開催など、地域に密着した活動を行っています。

○活動資金の取りまとめ

5月の区長文書で「活動資金募集」の協力をお願いいたします。

【納入期限】 令和8年5月29日（金）

【納入場所】 福祉あんしん課または上下水道課（分庁総合窓口係）

(2) 赤十字鳥取県支部では自治会を対象とした防災セミナーを行っています。

【連絡先】 生活支援係 電話：52-1715

【建設住宅課】

問合せ先 電話 55-7804（地域整備室）

55-7805（住宅係）

1 道路・河川愛護にご協力ください

（1）部落周辺の町道・河川等の草刈、側溝の清掃等、部落で清掃日を定めご協力をお願いします。

- ・小さな里道（赤線）や水路（青線）は、地域の公共の用に供しているものですので、地元で管理をお願いします。
- ・管理にかかる費用を町が助成する、原材料等支給制度や土木施設愛護ボランティア制度もありますので、ご活用ください。

（2）原材料等支給制度をご活用ください

- ・自治会等の労務負担により実施する町道、里道、水路の修繕等が対象
- ・支給申請により、原材料は上限20万円、機械借上は上限10万円を支給
- ・業者に委託した場合の人件費、諸経費は、地元が負担

（3）琴浦町土木施設愛護ボランティア制度の加入について

- ・部落外の町道及び道路側溝、町管理の公園等の草刈・清掃等が対象
- ・部落・各団体に登録
- ・実績報告により、上限5万円を支給

（4）町道支障木伐採支援事業をご活用ください

- ・自治会及び個人が、町道の通行確保のために支障木の伐採を業者に依頼する場合が対象
- ・補助金申請により、自治会は上限20万円（補助率2/3）、個人は上限5万円（補助率1/2）まで補助
- ・町職員との事前の現地立会が必須

（5）町道、県道、河川等の破損・陥没・カーブミラーの破損等ありましたら地域整備室に連絡いただきますようお願いいたします。

（6）除雪作業にご協力ください

- ・5～10cm以上の積雪が見込める場合に、主要幹線道路から優先的に除雪作業を行います。
- ・道路上の駐車はご遠慮ください。路上駐車があると除雪ができません。
- ・除雪車通過後、家の出入口を雪でふさいでしまう場合がありますが、各家庭あるいは地域で協力して除雪をお願いします。

- ・除雪に関するお問い合わせや要望については、区長からご連絡をお願いします。

※令和4年度まで建設住宅課でお手続きいただいていた地域除雪活動支援補助金は、部落自治振興交付金の追加交付金として総務課が担当となりました。申請をお考えの自治会は、総務課までご相談ください。

2 街路灯LED設置費用の助成について

- (1) LEDを新設する部落へ最大で1万円の補助（補助率1／3）（設置前に協議、申請が必要です。）

集落内の街路灯については、部落での管理をお願いします。（電気代は町。道路照明灯や集落外の街路灯は町が管理）

【上下水道課】

問合せ先 電話 55-7806 (上水道係)
55-7807 (下水道係)
55-0111 (分庁総合窓口係)

1 上水道事業について

(1) 令和8年度水道管布設替等工事等について (予定)

老朽化した水道管の布設替工事及び水道施設の更新を引き続き行います。
交通規制等でご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

区 分	東伯	赤碕
水道管布設替工事	二軒屋、杉下 野田、中津原、下三本杉	花見、駅前
舗装復旧工事	法万	上野、梅田
配水池等更新工事	ガーデンヒルズ	赤碕金屋

(2) 漏水等修繕について

水道管の漏水等修繕に一時的な断水、交通規制等でご迷惑をおかけしますが、
ご理解ご協力をお願いします。

(3) 消火栓の使用について (上水道区域のみ)

点検や訓練等で消火栓を使用される場合は、事前に届出をお願いします。

2 下水道事業について

(1) 令和8年度事業概要について (予定)

下水道の管きょ等工事を行う予定です。
交通規制等でご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

区 分	東伯処理区	赤碕処理区
管きょ工事	八橋 (国道 八橋小入口付近)	—
舗装復旧工事	八橋 (国道 八橋小入口付近)	—
マンホール [°] ンブ [°] 更新工事	—	西仲町

(2) 下水道使用料について

令和6年4月請求分から一般家庭の下水道使用料の計算方法を各世帯の「人数
計算」から使った水の量に応じて計算する「水量計算」へ変更しました。

井戸水や用水組合を使用している家庭は、町で使用水量の把握 (検針) ができ
ないため、各世帯の人数に応じた「認定水量」により使用水量を決定し、下水道
料金を計算します。

なお、認定水量の家庭で長期不在により実際の使用人数と異なる場合は、人数
の調整をしますので、「長期不在等届出書」を提出ください。

【農林水産課】

問合せ先 電話 55-7802（農林水産振興係）

55-7803（農村整備係）

1 「緑の募金」家庭募金の協力について

春期募金期間は3月25日～5月31日です。家庭募金への協力をお願いします。

また、お寄せいただいた募金の一部は各地区で行われる緑化活動に対して、募金額の65%を上限に緑の募金交付金を交付します。希望される場合は、3月下旬に募金活動協力依頼文書に同封します緑化活動計画書を5月31日までに農林水産課へご提出ください。

2 竹粉碎機の貸出について

北栄町が所有する竹粉碎機を令和3年度から琴浦町と共同利用することになりました。

町内の竹林を整備するための竹粉碎機を自治会に無料で貸出します（機械の運搬、燃料代は自治会負担）。竹粉碎機は切った竹をチップ状に粉碎する機械で、最大処理径は12.5mmです。チップ状にすることで、土に還りやすく次々伸びてくる竹を処理する際に邪魔になりません。

竹粉碎機の利用を希望される自治会は農林水産課までご相談ください。

3 樋門操作について

各集落で管理していただいている樋門（取水ゲート）操作について、大雨等による河川の増水前に取水口の樋門を閉じるなど、水路への水量を減らすために調整をお願いします。

なお、河川の増水後、樋門の操作を行うことは大変危険ですので、絶対に行わないようお願いします。

【農業委員会事務局】

問合せ先 電話 55-7809（農地係、農政係）

1 農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選について

現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員は、今年7月19日で任期満了を迎えるのに伴い、改選が行われます。

農業委員は、町が地域の農業者、農業団体等からの候補者の推薦及び公募を行い、町長が議会の同意を得て任命します。

農地利用最適化推進委員は、町内9地区（地区公民館単位）ごとに農業者等からの推薦や募集を経て、農業委員会が委嘱します。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・公募の手続は同時に行います。

（1）委員の募集期間

3月16日（月）～4月15日（水）※最終日は午後5時15分必着

（2）募集説明会

日時 2月18日（水）午後1時30分～午後3時00分

場所 役場分庁舎3階会議室

2 農業委員会総会開催日と各種申請書の提出締切日について

農業委員会総会の開催日は、原則毎月10日と定めています。

また、農業委員会総会で審議が必要な農地の売買、贈与、貸借、転用などの申請は、毎月20日（20日が閉庁日の場合は前日、令和8年12月については11日（金））が締切日です。許可申請等をされる場合は、申請書に必要書類を添えて締切日までに農業委員会事務局へ提出してください。

なお、農地の転用（農地を住宅、駐車場、資材置場、植林等、農地以外の目的に利用すること）は、農地法の許可が必要です。許可を受けずに転用した、あるいは許可内容のとおり転用をしなかった場合は、工事の中止や原状回復をお願いすることとなります。また、罰則が適用される場合もありますのでご注意ください。

3 農家相談日の開設について

農地の売買、貸借、農地転用、遊休農地、農業者年金をはじめ農業全般に関する相談に、農業委員と農地利用最適化推進委員が応じます。お気軽にご相談ください。

なお、農地に関する相談を希望される場合は、農地の地番が分かるものをご持参ください。

日 時 毎月第1火曜日（閉庁日の場合は翌日）

午前9時～正午（受付は午前11時30分まで、予約優先）

※12月、1月、2月は第3火曜日も開設します。時間は同じです。

場 所 分庁舎2階農業委員会事務局

【教育総務課】

問合せ先 電話 52-1160（総務係、指導係）

1 「地域とともにある学校」を目指して

町内のすべての学校で、地域の方々や保護者が学校運営に積極的に参画していただき、地域と一体となって、将来の担い手となる子どもたちを育む「地域とともにある学校」を目指し、教育活動を推進しています。

特に、地域に誇りと愛着を持つ子ども像などを目指し、地域の自然や歴史、人物や産業など、年代にあわせた各校独自のふるさと教育を進めています。

これらの学習活動をはじめ、登下校の見守りや学習支援ボランティアなどへのご協力をお願いします。

2 経済的負担軽減について

町内の小中学生の保護者のみなさんには、「就学援助制度」についてお知らせをしています。これは学校教育にかかる経済的負担が大きい世帯に対して、その負担軽減を図るためのもので、学用品費や給食費等について支援を行うものです。

また、中学校卒業後に関しても、下記のとおり支援制度を設けています。

- ・琴浦町林原育英奨学資金貸与事業
- ・高校生通学費助成事業

【社会教育課】

問合せ先 電話 52-1161 (生涯学習係、学芸文化係)
52-1115 (図書館本館)
55-7547 (図書館分館)
52-2047 (総合体育館：社会体育係)

1 公民館活動の推進

各地区公民館では、地域の実情や課題に合わせて、地域が元気になる、地域の特色を生かした各種事業や、地域住民と一緒に考える地域づくり・地域運営組織と一体となった社会教育活動に取り組んでいます。

引き続きご協力をお願いします。

2 総合体育館トレーニングルームの利用、教室の参加について

健康づくり・運動習慣定着のためにトレーニングルームをご利用ください。

コンディショニングコーディネーターや町民トレーナー、フィットネストレーナーが個々の状態に合わせて指導します。指導者は教室等で不在の場合がありますので、事前にスケジュールをご確認ください。

(スケジュールは町ホームページ、町公式LINEでも確認できます)

<トレーニングルーム利用時間>

月・水・木・金・土曜日 8:30～22:00

日曜日 8:30～17:00

火曜日休館

<トレーニングルーム利用料> 町民：1回110円、年会費3,300円

また、体幹トレーニング、ストレッチ、朝さんぽ、昼さんぽ等の教室を開催していますので、お気軽にご参加ください。(町民の方は無料でご参加いただけます。)

3 図書館の利用について

(1) 町内の図書館を利用される時は「図書カード」が必要です。図書カードを持っておられない方は図書館(本館・分館)で交付申請をお願いします。(即日交付)

開館時間 火曜日～木曜日・土曜日 9:30～18:00

金曜日 (本館) 9:30～19:30

(分館) 9:30～18:00

日曜日・祝日 9:30～17:00

休館日 月曜日・毎月第4水曜日(資料整理日)・年末年始・特別整理日

(2) 本のリクエスト・予約・県立図書館など他館からも図書を取り寄せできますので、ご利用ください。

4 10秒の愛～やさしさの貯金～



しませ。

家庭教育の取り組みの一つとして、「10秒の愛」を推進しています。「10秒の愛」とは、忙しい毎日の中で忘れがちな子どもとのふれあいについて、10秒ほどのささやかな時間でも子どもと真剣に向き合おうという「子育ての合言葉」です。また、親子や家庭だけではなく、地域・学校・職場で、優しい触れ合いや言葉かけによる人と人とのつながりの合言葉でもあります。引き続き、地域などにおける実践にご協力をお願いします。

5 土地を開発する際は埋蔵文化財の確認を

埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財のことで、一般には遺跡と呼ばれます。文化財保護法では、埋蔵文化財の存在が知られている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」と呼びます。この周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発行為を行う場合には、都道府県・政令指定都市等に届出が必要です。

土木工事などを行う方は、事前に周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するかどうか社会教育課に確認をお願いします。

【人権・同和教育課】

問合せ先 電話 52-1162（人権教育推進係）

1 人権擁護委員による人権相談について

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受けて、地域のみなさんの人権が尊重されるように、人権に関する相談や、人権に関心をもつていただくための啓発活動を行っています。

女性、子ども、高齢者等をめぐる人権の問題や近隣とのトラブル等、身近な困りごとがありましたら、人権相談のご利用を勧めてください。

毎月第2・4金曜日に、各地区公民館をまわりながら人権相談窓口を開設します。詳しくは町報をご覧ください。

- ・ 相談は無料です。
 - ・ 秘密は厳守します。
- ※ 町民へは町報等で周知を行います。

2 人権に関する教育・啓発の取組と案内について

町民の皆さまに様々な人権問題に対する理解を深めていただけるよう、人権啓発事業を予定しています。

- (1) 各文化センターの催し
年間を通じて、さまざまな人権に関する講座やイベントを開催しています。
- (2) ことうら人権まなびの集い
期 日 12月上旬 予定
会 場 まなびタウンとうはく
- (3) 人権啓発事業（年間2回）
開催時期 7月、2月（予定）
会 場 まなびタウンとうはく
- (4) 琴浦町人権・同和教育部落懇談会（小地域懇談会）の開催
開催時期 10月～12月
- (5) 鳥取県部落解放月間
期 間 7月10日（金）～8月9日（日）
期間中の主な取組み
・街頭啓発、・職員、園児・小中学生による人権啓発ワッペンの着用
- (6) 人権週間、琴浦町部落解放週間
期 間 12月4日（金）～10日（木）
期間中の主な取組み
・街頭啓発、・職員、園児・小中学生による人権啓発ワッペンの着用

地域の皆さまへ参加呼びかけ等、御協力を御願いたします。

【議会事務局】

問合せ先 電話 52-1710

1 議会報告会・意見交換会の開催について

琴浦町議会では、町民の皆さんのご意見を議会内での議論や政策形成につなげていくため、議会報告会・意見交換会を開催しています。

各部落や団体からの要望に応じたり、議員から出向き、町民の皆さんのご意見を伺います。

詳しくは、議会事務局までお気軽にご連絡ください。

【出納室】

問合せ先 電話 52-1711

1 口座振替の推進について

各税金、料金の支払方法について、安心して便利な口座振替による支払いを推進しています。

役場窓口で、金融機関への取り次ぎを行いますのでお声掛けください。

なお、手続きの完了には、口座振替依頼書の提出から振替開始まで1ヶ月程度かかります。

【役場窓口で記入をする際に必要なもの】

- ① 口座振替を行う金融機関の通帳
- ② 通帳の届け出印

【町社会福祉協議会】

問合せ先 電話 52-3600

1 福祉委員・愛の輪協力員の選任について

集落に福祉委員・愛の輪協力員の選任をお願いします。

2 福祉委員の活動（役割）について

集落内の見守りや支え合い活動の取組をすすめます。

- (1) 地域福祉活動の推進、地域での困りごとの相談や、災害時における安否確認や情報伝達など
- (2) 区長・民生児童委員・愛の輪協力員・福祉関係機関等との連携や協力

3 愛の輪協力員の活動（役割）について

区長、福祉委員と連携して、集落内で気になる方の見守りや安否確認を行います。

4 福祉連絡会立ち上げ支援について

区長、福祉委員、愛の輪協力員、民生児童委員などが集まり、集落内の気づいた課題や心配な人への見守りなどについて定期的に集まって話し合う場です。

社協職員が福祉連絡会の立ち上げの支援等集落に出向きます。

- ・福祉委員・愛の輪協力員研修会（年1回）

5 支え愛マップづくりについて

集落内の危険個所の確認、災害時や平常時において見守りが必要な方や避難場所・避難経路などを地図を囲んで住民同士で支え合う取組を支援します。

- ・実施集落に対し50,000円助成（予定）します。

6 広報について

町民へ地域福祉活動、福祉サービスについての情報を提供します。

(1) 広報紙

広報紙「福祉だより」を年3回（5月、9月、1月）発行します。

発行前月末にお届けしますので、各戸に配布していただきますようお願いします。

(2) ホームページ

ホームページに地域福祉活動、福祉サービス、ボランティア活動などを掲載しています。また、各種申請書がダウンロードして使用できます。

7 社会福祉協議会の会費について

地域福祉推進のための事業費に充てます。

一般会費は町内全世帯を対象に一世帯当たり1,000円をお願いします。5月～

6月にかけて、とりまとめを各集落の福祉委員にお願いします。

8 赤い羽根共同募金について

社協が取り組む地域福祉活動をはじめ、学校、福祉団体、ボランティア団体、集落の地域福祉活動に対して助成します。

赤い羽根共同募金は、10月1日から始まります。

戸別募金は町内全世帯を対象に一世帯当り700円(予定)を目安にお願いします。

とりまとめを各集落の福祉委員にお願いします。

9 歳末たすけあい募金について

就学支援を目的に小中学校入学祝品を贈呈します。

歳末たすけあい運動は、12月1日から始まりますが、10月の赤い羽根募金と併せて取りまとめをお願いします。

戸別募金は町内全世帯を対象に一世帯当り100円(予定)を目安にお願いします。

とりまとめを各集落の福祉委員にお願いします。

10 集落訪問について

国の進める「地域共生社会の実現に向けた取組」として、住民同士で支え合える地域づくりをすすめています。

各集落に社協職員が訪問します。集落の現状を聞き取り、集落の支え合いについて一緒に考えていきますので、集落訪問にご協力ください。

11 学用品・子ども服リユースについて

子どもの就学及び子育て世帯を支援するため、まだ使用できる学用品・子ども服の譲渡会を行います。

12 その他

(1) フードサポート事業・生活用品支援事業

一時的に食べるものがない、買えない状況になった町民の方に対して、町民・事業所の方々から提供をしていただいた食品等を支援します。

(2) 生活福祉資金貸付について

低所得者や高齢者、障がい者世帯の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的に相談を受けます。